

## 豊橋市の各種補助制度をご利用ください

### (人材の確保・定着・育成編)

豊橋市では、人材確保・定着・育成に向けて、市内中小事業者への補助制度や研修などをご用意しております。

#### 1. 奨学金返還支援制度 **愛知県制度新設**

新たに雇用した若手従業員の奨学金の返還を市と企業が支援します

#### 2. 就職サイト等活用事業費補助金

就職サイト掲載費用や、若手採用に効果的なHP作成に係る費用を補助します

#### 3. 働きやすい職場づくり補助金

男女別従業員専用設備の改修や就業規則の見直しなどにかかる費用を補助します

#### 4. UIJターン就業奨励金

首都圏在住者を雇用した事業者に奨励金を交付します

#### 5. 大型運転免許等取得支援補助金 **対象免許拡充**

事業主が負担する従業員の大型運転免許等の取得費用を補助します

#### 6. 中小企業人材育成支援研修のお知らせ

中小企業の組織力・技術力向上を目的とした実務的な研修を開催します

#### 7. 人材育成研修応援補助金 **New**

事業主が負担する従業員の人材育成研修にかかる費用の一部を補助します

#### 8. 無人航空機操縦者資格取得支援補助金 **New**

ドローン国家資格取得に関する講習費用の一部を補助します

#### 9. 採用戦略セミナーのお知らせ

多様な人材の活用をテーマとしたセミナーを開催します

※補助金の交付には、市税の滞納がないことなどが条件となります。

#### 補助制度等のお問い合わせ先

豊橋市 産業部 商工業振興課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL: 0532-51-2437 FAX: 0532-55-9090

E-mail: shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

各制度の詳細内容は  
市のホームページからご覧いただけます。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2856.htm>

※「中小企業施策ガイドブック」をクリック

右記二次元コードからもアクセス可能です。



SNSにて、最新の補助制度や様々な支援策を発信しています。



Facebook



Instagram



X (旧Twitter)

#### 7. 人材育成研修応援補助金

**New**

研修終了後3か月以内に申請が必要です。

生産性向上等に関する研修や外国籍従業員向けビジネス日本語研修の受講費用の一部を補助します。

##### 【対象事業者】

市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体

※研修を受講する従業員の勤務地が、市内事業所に限る等の要件あり

※従業員に職務として生産性向上・事業拡大・DXに関する研修(3時間以上10時間未満)を受講させていること

または、外国籍従業員向けビジネス日本語研修(3時間以上)を受講させていること

##### 【補助率等】

①研修に係る経費(受講料、教材費、材料費ほか)の1/2の額

②研修に出席した時間に係る従業員の賃金相当額 1人1時間あたり960円

上記①と②の合計額が1事業者につき1年度当たり上限10万円(1,000円未満切捨て)

※上記①②のうち対象になる経費は、研修の内容や受講方法等により異なります

※国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は申請不可。

▼補助金HP



申請をお考えの方は研修受講前にご相談ください。

#### 8. 無人航空機操縦者資格取得支援補助金

**New**

講習修了から1年以内に申請が必要です。

ドローン国家資格(無人航空機操縦者技能証明)の取得にあたり国土交通省登録講習機関の講習を受講した場合、講習費用の一部を補助します。

##### 【対象事業者】

市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体

※従業員・役員に業務としてドローンの国家資格を取得させていることなどの要件あり

##### 【補助率等】

講習場所がとよはし産業人材育成センターの場合 対象経費の1/2 上限10万円(1,000円未満切捨て)

講習場所が上記以外の場合 対象経費の1/4 上限10万円(1,000円未満切捨て)

1人1回あたり補助額上限10万円

※国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は申請不可。

▼補助金HP



申請をお考えの方は講習受講前にご相談ください。

#### 9. 採用戦略セミナー

地域における人材の定着・確保、企業の活性化を目指し、働き方改革や多様な人材の雇用をテーマとしたセミナーを実施します。

##### 【日時・テーマ】

6月27日(木) 13:30~15:30 「インターンシップを活用した人材確保セミナー」

7月12日(金) 13:30~15:30 「多様な人材活用セミナー ~そろそろ動こう!外国人材の採用方法~」

##### 【研修会場】

とよはし産業人材育成センター ※オンライン参加可

##### 【定員】

各回 会場20名 オンライン50名(先着順)

令和6年6月  
受付開始!

## 1. 奨学金返還支援制度

地元中小事業者が新たに雇い入れた35歳未満の若者が在学中に貸与を受けた奨学金について、市と雇用主が一体となって返還金の補助を行います。

【対象事業者】 ※対象事業者登録が必要

市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体  
…補助金額の1/2の額の協力金の納付が可能であること

【補助金交付対象者】 ※補助対象者登録が必要

対象事業者に正規雇用として就職した者で以下の全ての要件を満たすこと

- (1) 大学等を卒業した35歳未満の者
- (2) 奨学金の返還金及び市税の滞納がない
- (3) 市内に居住
- (4) 市内事業所に勤務。ただし、雇用主が市内に本店を有する対象事業者である場合や、補助対象の従業員が登録後に転動となった場合は、市外事業所に勤務する者も対象。

就職した翌年度の7月末日までに補助対象者登録が必要です。(就職した年度から補助開始を希望する場合は、就職年度の7月末日まで)

令和6年4月以降に採用の従業員の方から、**New**  
「愛知県 中小企業人材確保奨学金返還支援制度」をご案内しています。

県制度の登録企業に該当するかは愛知県HPをご確認ください。

【お問い合わせ先】  
052-954-6366 (愛知県就業促進課)

愛知県HP▶



▼補助金HP



## 2. 就職サイト等活用事業費補助金

新卒者や転職者を正規雇用するために就職情報サイトへ求人情報を掲載した場合や、若手採用に効果的な採用ホームページを作成・改良した場合に、事業者が負担した費用の一部を補助します。

【対象事業者】

市内に本店を有する中小事業者及び中小企業団体

▼就職サイト掲載事業

求人掲載開始から掲載終了後6か月以内に申請が必要です。

【補助率等】

対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て)、上限20万円

※1事業者につき新卒者向け、転職者向けでそれぞれ1回ずつの申請に限る。同年度に新卒者向けと転職者向け両方の申請はできません。

※国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は、この額を差し引く。

▼採用ホームページ改良事業

事業着手前に申請が必要です。

対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て)、上限20万円

※1事業者につき1回限り

※国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は、この額を差し引く。



▼補助金HP



## 3. 働きやすい職場づくり補助金

事業着手前に申請が必要です。申請期限は各年度12月の最終営業日です。

従業員用の男女別設備(トイレや更衣室、休憩室)設置などのハード環境整備にかかる工事費や、就業規則見直しなどのソフト環境整備にかかる社会保険労務士への委託料の一部を補助します。

【対象事業者】

市内に本店を有する中小事業者及び中小企業団体

▼ハード環境整備

【補助率等】

対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て)

※1事業者等につき1回のみ申請可 上限50万円

※国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は申請不可。

▼ソフト環境整備

【補助率】

対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て)

※1事業者につき1回のみ申請可 上限10万円

※国、県等からの補助がある場合は申請不可。



▼補助金HP



## 4. UIJターン就業奨励金

対象の就業者の正規雇用を開始して6か月を経過した日から6か月以内に申請が必要です。

首都圏(東京、埼玉、千葉、神奈川)に1年以上在住し、就職を機に豊橋市に転入した就業者を雇用した事業者に奨励金を交付します。

【対象事業者】

市内に本店がある中小事業者及び中小企業団体

対象の就業者が就職活動を行っていた期間に首都圏において採用活動を行っていること

愛知県の運営するあいちUIJターン支援センターウェブサイトに移住支援金対象求人掲載していること(掲載無料)

※対象の就業者については別途要件があります。

【交付金額】

対象となる就業者1人につき10万円

1事業者につき1年度当たり上限100万円

・東京圏(東京、埼玉、千葉、神奈川のうち一部条件不利地域を除いたエリア)からの移住者の方は移住支援金が受けられる場合があります。  
・東京圏内のキャンパスに在学する卒業年度の学部生が、本市に移住し県内企業に就職するときには、当該就職活動にかかった交通費に対して地方就職学生支援事業費補助金が受けられる場合があります。

▼補助金HP



## 5. 大型運転免許等取得支援補助金

拡充

免許取得から1年以内に申請が必要です。

自動車運送事業者が負担する大型運転免許等の取得に係る費用の一部を補助します。

【対象事業者】

市内に事業所を有する旅客自動車運送事業※1・貨物自動車運送事業※2を営む中小事業者、中小企業団体

※1道路運送法上の旅客自動車運送事業者

※2貨物自動車運送事業法上の貨物自動車運送事業者

【補助率等】

対象経費の2分の1(1,000円未満切捨て)

※国、県、協会等からの補助がある場合は、この額を差し引く。

各運転免許につき1人当たり上限10万円(1事業者あたり年間延べ10人まで)



▼補助金HP



対象となる免許

①準中型一種免許 new!!

⑤中型二種免許 new!!

②中型一種免許 new!!

⑥けん引免許

③大型一種免許

⑦大型二種免許

④普通二種免許

※旅客自動車運送事業者は、①②③に関する申請不可。

## 6. 中小企業人材育成支援研修

中小企業の組織力・技術力向上を目的に、実習を中心とした実務的な研修を実施します。

【対象者】

市内の中小企業(個人経営を含む)で働く方、市内に居住する方、市外の中小企業で働く方

※1申込者数が定員に達していない場合は、その他の方も受講できます。

※2ただし、市内の中小企業(個人経営を含む)で働く方、市内に居住する方以外の場合、

受講料は倍額となります。

【研修内容・申し込み】

ホームページ参照 (<https://www2.city.toyohashi.aichi.jp/tech/training/>)

市役所商工業振興課等で配布のパンフレットでもご確認ください。

【受講料】

10,000円(20,000円)~12,000円(24,000円) ( )内は【対象者】※2の金額

【研修会場】

とよはし産業人材育成センターほか

【お問い合わせ先】

申込み 0532-44-1111 ((株)サイエンス・クリエイト)



令和6年6月  
受付開始!